

提出書類の注意事項（別記様式 1－2 関係）R6.1.1 以降の譲渡の場合

① 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票の写し（コピー不可）

- ・鹿児島市の市民課で取得（請求）できます。郵送請求の方法については、鹿児島市市民課（099-216-1219）にお問い合わせください。

② 相続人（全員）の住民票の写し（コピー不可）

- ・家屋や敷地等を取得した相続人全員の住民票の提出が必要です。
- ・亡くなった日から家屋の取壊し日までの期間に、相続人が当該家屋（空家）にいなかったことを確認する必要があるため、取壊し日以降に取得した住民票が必要です。
- ・また、当該期間に相続人が居住地を2回以上移転している場合は、戸籍の附票の写し（居住地の履歴が確認できるもの）の提出が必要です。

③ 敷地の売買契約書のコピー

- ・契約書に収入印紙が貼られてあるかご確認ください。

④ 家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書（コピー不可）

- ・建物の滅失登記完了後、法務局で取得できます。
- ・建物が未登記や換価分割の場合で登記事項証明書等による相続人の数の確認が難しい場合は、遺産分割協議書等を提出してください。

⑤ 閉鎖事項証明書の写し（コピー不可）

- ・建物の滅失登記完了後、法務局で取得できます。
- ・建物が未登記のため閉鎖事項証明書が提出できない場合は、家屋の除却工事に係る請負契約書のコピーを提出してください。

⑥ 不動産業者が作成した広告又は電気、ガス、水道の中止年月が分かる書類のコピー

- ・電気の「使用量のお知らせ（契約廃止分）」、
ガスの「閉栓証明書」、
水道の「使用水量等のお知らせ等（中止年月が分かるもの）」のコピー
上記の電気、ガス、水道のいずれか一つを提出してください。
- ・廃止・閉栓日や中止年月は、空家となった日（死亡日）から家屋の取壊し日までの間の日付である必要があります。
- ・水道の「使用水量等のお知らせ等（中止年月が分かるもの）」の発行については、鹿児島市水道局（お客様料金センター 099-812-6171）にお問い合わせください。
- ・不動産業者が、広告を出している場合（建物の解体前に広告を出している場合で、「空家」や、「更地渡し」などの表記があるもの）は、上記に替えて、「広告」のコピーの提出でも可能です。電気、ガス、水道は⑧でも必要

⑦ 解体後の更地の写真

- ・解体日から譲渡日までの期間に撮影されたもので、撮影日の記入が必要です。余白等に手書きで撮影日を記入したもので結構です。
- ・お手元に写真がない場合は、解体業者や不動産業者等に写真がないか確認ください。

⑧ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合に必要となる書類（下記(1)～(3)すべて必要）

(1) 介護保険の被保険者証のコピーや要介護認定等の決定通知書のコピー

- ・上記が提出できない場合は、被相続人が要介護認定等を受けていたことが確認できる書類で老人ホーム等や公的機関が発行したものを提出してください。

(2) 施設への入所時における契約書のコピー

- ・契約書のコピーが提出できない場合は、「老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類が確認できる書類（パンフレット等）」と、「被相続人が入所していたことが確認できる書類（退去手続きの書類等）」を提出してください。

(3) 電気、水道又はガスの契約名義及び使用中止日が確認できる書類のコピー

- ・契約名義人は原則として被相続人となります。
- ・使用中止日は相続発生日（死亡日）以降である必要があります。
- ・電気、ガス、水道のいずれか1つを提出してください。
- ・自宅に戻るために外出、外泊した記録を施設が保有している場合は、上記に替えて提出することが可能です。

⑨ 返信用封筒（必要に応じて）

- ・郵送での確認書の受取りを希望の場合は、返信用封筒（切手貼付）を提出してください。

※複数の相続人が同時に申請する場合は、重複する書類は1部のみご提出ください。

その他、詳細については、鹿児島市建築指導課（099-216-1358）までお問い合わせください。